

千葉県介護の未来案内人ワークショップ事業業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「千葉県介護の未来案内人ワークショップ事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 趣旨・目的

急激な高齢化の進展により介護のニーズがますます高まる中で、介護の仕事を職業選択の可能性として意識していない若年層が、介護職を将来の就職の選択肢や魅力的な仕事として興味・関心をもてるよう、介護の仕事の「魅力」や「やりがい」が伝わり、体験できるようなワークショッププログラムを作成し、主体的に興味をもって取り組めるようなワークショップを高等学校等で実施することで、介護分野への参入のきっかけを作り、介護の業務に多様な人材の参入促進を図る。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託料の上限

2,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

※県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用とする。

4 委託業務内容

(1) 介護職の魅力等を体験するためのワークショッププログラムの作成・開発

業務内容	カードゲームやボードゲーム等のツールを使った、オフライン形式のワークショッププログラムの作成・開発
留意事項	①作成・開発に当たっては、学識経験者や福祉・介護施設の経営者等の意見を交えながら開発する等、幅広い観点でプログラムを作成すること。 ②作成・開発に当たっては、学生が興味を持って主体的に体験（プレイヤー目線で体験）できるよう、ゲームの要素や仕組みをプログラムに盛り込む（ゲーミフィケーション）こと。 ③作成・開発に当たっては、県が委嘱した「介護の未来案内人」（以下、未来案内人）の意見等もプログラムに反映させること。

(2) 介護職の魅力等を体験するワークショップの実施

回数	年5回（各回2時間程度）
場所	県内の高等学校等
参加者	受入先の学生（30～40人）、受託事業者の担当者、未来案内人（各回4～5人程度）
業務内容	・オフライン形式のワークショップの企画・運営 （司会進行、資料の作成・印刷、グループワークの編成等を含む） ・アンケートの作成及び配布、集計、報告。
留意事項	①実施に当たっては、グループワークによるワークショップを行うこと。 ②実施に当たっては、未来案内人にファシリテーターやプレゼンター等、役割を持たせワークショップに参加させること。 ③実施に当たっては、ワークショップ後に未来案内人と学生を交えた振り返り（感想共有）等を実施すること。

留意事項	④アンケートについては、事業効果を図るため、発表を聞く前後での介護の仕事に対する理解や認識の違いが明らかになるような項目を含めること。 ⑤アンケートについては、ワークショップ終了後に集計結果を県に報告すること。
備考	ワークショップを行う学校の選定、日程調整及び学校に対する事業実施依頼は県が行うこととする。 なお、ワークショップに派遣する未来案内人については県が未来案内人と調整の上で決定することとし、実施に当たっての事前準備（機材の調整、資料の送付、学生のグループ分け等）に係る学校や案内人との連絡調整については、受託事業者が行うこととする。

（３） 介護の未来案内人の交通費、報酬等の支払い業務

前記（１）や（２）の業務を実施する際に、未来案内人が活動を行った際は、別紙「千葉県介護の未来案内人委嘱要綱」に記載されている報酬、交通費を受託事業者の負担により支払うこと。

なお、報酬、交通費に係る事務の一切は受託者が行うこととする。（支払口座の管理も含む。）

（４） その他独自提案（任意とする。選考会議における加算対象）

上記のほか、予算の範囲内において、本事業の目的達成に効果的な独自提案がある場合は実施できる。

なお、（１）から（２）の項目で示した事業の効果・水準の向上を目的とした場合も本項目の対象とする。

５ その他

- （１） 本事業の遂行に当たっては、委託者である本県と連携を密にし、その指示・承認を受けるものとする。
- （２） 委託業務を円滑に実施するため、委託者は本事業の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置する。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。
- （３） 委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。
- （４） 県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- （５） 本事業による制作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、本事業の広報を目的とする範囲で、委託者も制作物を使用できるものとする。
- （６） この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。